

2020年7月27日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府職員労働組合
執行委員長 木守 保之

新型コロナウイルス感染症への対応に係る申し入れ（第6次）

新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで5次にわたって申し入れを行い、休暇制度や職場環境について、一定の改善が図られました。

今、東京をはじめとして全国的に再び感染拡大傾向となっている下で、第2波、第3波への体制構築が急務となっています。府民のいのちとくらしを守り、職員が安心して業務にあたれる体制づくりのため、下記の事項を申し入れますので、誠実な対応を求めます。

記

[新型コロナウイルス感染症の新たなフェーズを踏まえた、府民のいのちとくらし、なりわいを守る要求]

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応できるよう、トップの責任で改めて府全体の業務を見直し、不急の事業の見直しなど予算の組み替えも含め対応すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の新たな感染が広がり、通年の対応が求められるもとの、保健所、府立3病院の体制と機能強化を図ること。そのために保健師、看護師等を増員するとともに、選考試験の時期を早めること。また、生活保護等福祉部門、雇用対策部門、中小企業等支援部門、納税猶予等徴税部門など、新型コロナウイルス対応による業務が増加する所属の人員体制を強化するために、前倒し採用も含め増員を図ること。
- 3 感染の拡大している地域や、医療・介護・福祉・教育・公衆衛生等に携わる職員等にPCR検査を積極的に行うこと。
- 4 感染の状況が長期化するもとの、地域経済が深刻化する状況を京都府として直接適時的確に把握し、思い切った経済対策、雇用対策の強化を図ること。GoToキャンペーンについては、一過性のものでなく地域の観光関連産業を直接支援するものとして、持続的で効果のあるものになるよう国に働きかけること。
- 5 コロナ禍で、行事の縮小や夏休みの短縮など児童・生徒の心が不安定になっている下で、より子どもに寄り添った教育のため、少人数学級を展望した教職員の増員と教室等の確保を図ること。
- 6 コロナ禍による家庭環境の変化等で、深刻化・潜在化する可能性のある児童虐待、DVについて、しっかりと対応できるよう児童相談所・家庭支援総合センターの体制強化を図ること。
- 7 京丹後市の米軍経ヶ岬通信所で発生した感染について、感染経路と対応状況について明らかにするよう、国、米軍に求め、住民に情報提供すること。

[新型コロナウイルス感染症に対応する職員の健康と権利を守り、業務を円滑に進めるための要求]

- 8 健康福祉部、商工労働観光部への業務支援による異動について、異動元の業務の状況を点検し、繁忙となっている職場については、異動の見直し、人員措置を行うこと。
- 9 緊急事態措置コールセンターでの業務については、17時15分から18時について適正に時間外勤務命令を行うこと。あわせて、過去の応援者についてもさかのぼって命令を行い時間外勤務手当を支給すること。
- 10 各コールセンターや専用相談窓口、保健所等について、時間外、土曜日・日曜日、祝日に待機や業務を行う場合は空調を稼働させること。困難な職場については、スポットクーラーの設置を行うこと。PCR検査センター業務については、屋外となるので熱中症予防対策に万全を期すこと。
- 11 保健環境研究所での検体取扱業務について、防疫作業手当の対象とすること。
- 12 感染者または感染の疑いのある者と接触する業務に就く職員については、希望者にPCR検査を受けさせること。
- 13 職場の感染防止対策に注力すること。窓口等の飛沫感染防止については、職員の手作りに頼っているところが多く、職場任せにせず、当局の責任において予算措置も含めて対応すること。
- 14 感染防止対策として、宿直者や災害待機者用の寝具については、最低限、カバー等の共用は避けること。定期的にクリーニング等の対応を行うこと。
- 15 再出発補助金センターの職場環境（事務机、椅子含め）について、留意すること。
- 16 在宅勤務については、府民サービスを優先する視点で対象業務を整理すること。業務継続計画を所属任せにせず、府として明確にし、職員への説明と議論を行うこと。在宅勤務、時差出勤については新型コロナウイルス対応に限った臨時的措置とし、それ以外は従来どおり育児・介護等に限ったものとする。在宅勤務において、時間外勤務の実態が適正に把握されず命令が行われていない実態があることを踏まえ、在宅勤務が開始された時点までさかのぼり時間外勤務実績を把握し、修正命令を行うこと。
- 17 4月以降の月別、所属別の時間外勤務実績を安全衛生委員会や時短推進委員会で管理職の勤務実態も含め明らかにし、実効ある健康確保措置や時間外勤務縮減措置を行うこと。行政支援端末のログオン・ログオフデータについては、所属長のみへの提供でなく、本人開示を行うとともに係等で共有し、業務の平準化等、総実労働時間短縮につなげる。こと。
- 18 新規採用職員に対する研修、業務上のフォローを丁寧に行うこと。

以上